経済産業省

第8回 データの越境移転に関する研究会 議事要旨

<日 時> 令和 4 年 12 月 6 日 (火) 11:00~13:00

<場 所> オンライン会議 (Teams) 野村総合研究所主催

■ 出席者 (敬称略)

<座長>

山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

<委員> (50 音順)

渥美 裕介 株式会社日立製作所 システム&サービスビジネス統括本部

経営戦略統括本部 渉外本部 渉外企画部 部長

生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科 准教授

北村 朋史 東京大学大学院総合文化研究科 准教授

鬼頭 武嗣 一般社団法人 Fintech 協会 代表理事副会長

工藤 郁子 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター

プロジェクト戦略青任者

黒﨑 将広 防衛大学校総合安全保障研究科 教授

佐藤 元彦 楽天グループ株式会社 渉外室 シニアマネージャー

沢田 登志子 一般社団法人ECネットワーク 理事

鈴木 俊宏 日本オラクル株式会社 事業戦略統括

スタンダードストラテジー&アーキテクチャ/ポリシー担当

シニアディレクター

田丸 健三郎 日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員

技術統括室 ナショナルテクノロジーオフィサー

藤井 康次郎 西村あさひ法律事務所 弁護士

藤原 輝嘉 トヨタ自動車株式会社 デジタル変革推進室 グループ長

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

若目田 光生 一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会

企画部会 データ戦略ワーキング・グループ 主査

<オブザーバー>

個人情報保護委員会事務局、デジタル庁、総務省 国際戦略局、外務省 経済局

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 国際室、株式会社野村総合研究所

■ 議事次第

- 1. 開 会
- (1) 開会・資料確認 (事務局)
- 2. 議事
- (1) 本年度報告書(案) について(事務局)
- 3. その他 (事務連絡)
- 4. 閉 会

■ 配布資料

議事次第

【資料1】データの越境移転に関する研究会報告書(案)

1. 開会

(1) 開会・資料確認及び議事運営について(事務局)

事務局から開会が宣言された後、資料の確認及び議事運営についての説明が行われた。

2. 議事

(1) 本年度報告書(案)について(事務局)

経済産業省から報告書(案)の概要ならびに議論のポイントについて説明された。

- 配布した報告書(案)には、前回の研究会後、各委員から受領したフィードバックが反映されている。オブザーバーからのコメントも、委員による討議内容を逸脱しない範囲で反映している。また報告書としての一体性、可読性の観点から、各委員の報告内容の本質に影響を与えない範囲で、事務局による修正追記や補足も適宜行っている。
- 報告書(案)のワードファイルには、全体で討議したい論点に関するコメント(青)および個別の 委員に確認したい論点に関するコメント(緑)が挿入されている。本日は前者に焦点を当てて議論 を進めたい。
- その他、事務局が加筆修正をした部分に関して違和感等あれば適宜ご指摘いただきたい。

<報告書案の方向性および章立て>

- 章立てについて、第1章(透明性)と第5章(実装)の内容的な対応等を考慮すると、流れとして はやはり1章/4章/5章を一つにまとめた方がよいのではと推察する。
- 本研究会のボトムアップの視座には、大いに賛同している。ただし日本企業へのヒアリング、日本 企業のデータ越境移転に関する課題認識がベースになっているので、本報告書がグローバルに展開 されるのであれば、日本以外の国においても共通の課題認識があるということを示す意味で、OECD による継続調査等について言及してもいいのではないか。
- 報告書の方向性としては「プライバシーやセキュリティ、知的財産の保護など、データの利活用によって生じる脅威を軽減する規制的要請を踏まえた上で、各国のデータ越境移転に関する国内制度が異なることを前提に、相互運用可能な DFFT を実現するための協力枠組を検討する」という趣旨の記載があるべき。昨年度報告書の第3章にもある通り「枠組を検討している」という趣旨がフォーカスされるべきである。枠組を提案する趣旨は、例えばデータの性質上、シンプルに履行しやすい形ですべてを明確に分類整理することは困難であるため、そこにあえて拘泥せず、実効性を重視して検討した結果であると認識している。
- 検討の経緯を、昨年度報告書の議論のまとめとして、冒頭で説明補足すべきだと考えている。DFFT はともすれば、例えばガバメントアクセスやデータローカライゼーションを解消するような手段、 政策であるイメージをもたれてしまう。なぜ実効性の高いアプローチをとっているのか、なぜこの 五つの領域に至ったのか、なぜトラストの定義にこだわらないのか、そういった点については冒頭

で補足があるべきだろう。

- → 第5章で、人道問題や安保問題に関連するルールメイキング、平和構築プロセスを参考にしたという比較関係を作りながら、プラグマティズムの要素を書き足している。具体的には「国内社会におけるプライバシーやセキュリティ、知財といった様々な価値の重要性は揺るぎない。 DFFT が向かうプラグマティズムの方向性は、その重要性をどう具体化するかに関する残された対立にかかわらず、「データの円滑な越境移転を確保することは必要」であるというゴールに関係者で合意し、教条的なイデオロギーやドクトリンの対立に陥ることなく、実際にデータを流していくために効果的な協力を進めて行くために、ステークホルダー間の相互理解を深め、柔軟な行動原則に基づいて、現世利益を追及していくことである。」という箇所である。ただし、ほとんどの読者は冒頭と結論しか読まないと想定されるので、「はじめに」にも昨年度のまとめからつながる内容となるよう、加筆していこうと考えている。
- 現時点の書きぶりについて、「DFFT Stakeholder Dialogue」と「DFFT Intergovernmental Meeting」の 建付け含め、特に違和感はない。G2G のセッションがあったらそのリードアウトを出す、あるいは 他のステークホルダー向けにリードアウトセッションを実施するといった建付けでやっていけば、 透明性も一定程度確保されるのではないか。
- 昨年度も同様のことを述べたが、報告書の発行にあたっては、DFFTの概念を広めるという意味でも、企業の幹部層にも意義が伝わりやすい、噛み砕いたサマリー等も発行してもらえると嬉しい。
- 技術と政策という話に関連して、データ越境移転も視野に入れた相互運用性という観点では国際規格 (ISO/IEC 19941:2017) に Policy という側面 (ファセット) を規定しており、法規制、域内の配慮、といった内容はその部分を充足させることによって、DFFT の概念を説明するとともに、技術+政策といった DFFT 全体としての内容になるのではないかと感じている。
- 本報告書は研究会の報告という位置づけであり、情報がある程度限られる部分に関しては、やむを得ない。一方で、技術的な要素(含相互運用性)の議論については、各国、各種フォーラムでも様々な動きがあるのではと推察する。本報告書におけるフォーカスの対象を明確にする頭書きを、一種のディスクレイマーとして記述した方が良いのではないか。
- DFFT についての議論状況は、現状広く共有されていないと認識している。本報告書の位置づけを 前文で明確に示すことは特に重要だろう。中でも本報告書における中心的な問題意識については、 昨年度からの流れも踏まえて、分かりやすく記述すべきである。また前回の研究会で、グローバル サウスの問題、南アフリカ等が DFFT に非署名である問題等含めて言及した。その中で、グローバ ルサウスの人々をどこまでステークホルダーの中に積極的に含めて行く姿勢を示すのかは、ポイン トになると考えている。例えば GPAI は、南アフリカ等のグローバルサウスの国々からも参加を積 極的に募っている。DFFT 拡大の方向性に関する建付けについて意識した書きぶりにした方が良い のではないか。
 - → G7 に提案を行なっていく中で、当然、先進国が勝手なことを主張しているという印象を与えないように、グローバルサウスに対して配慮していく必要はあると考えている。

<ステークホルダーの定義>

- ステークホルダーの定義について伺いたい。クラウドにおけるステークホルダーは、クラウドサービスプロバイダーとクラウドサービスカスタマーという二つに大きく分類される。このとき、政府もクラウドサービスカスタマーというステークホルダーに入ることになる。報告書案の書き方だと、企業や市民社会がステークホルダーということになっていて、いわゆる企業における DFFT という風に見えてしまう。政府については政府当局者という位置づけでしか書かれておらず、釈然としない。クラウドの場合、クラウドサービスプロバイダーとクラウドサービスカスタマーの双方が責任を負う、責任共有モデルになっている。ステークホルダーについて最初に明確に定義しておかないと、例えばステークホルダーと政府当局間の対話の場となった場合、ステークホルダーにカスタマーとしての政府が入るのか入らないのか、曖昧になってしまうという印象を受けている。
 - → ステークホルダーの定義については難しいと感じている。昨年度の調査では、主に企業にヒアリングをし、そこから政策提言を引き出そうとした。結果として、異なる各国規制に適応する際のコストを下げる、何らかのブリッジングを要望する声が多く聞かれた。本研究会の建付け上、どうしてもその課題の解決にフォーカスするため、そこにおける政府は、やはり規制・政策当局という位置づけになってしまう。現実のデジタル経済の中では、確かに政府自体がクラウドのカスタマー(ステークホルダー)になる場合もある。政府とステークホルダーは本来、必ずしも二項対立で語られる関係性ではなく、また課題の中には政府に紐づかないものもある。ただ、本報告書全体の政策目的を考慮すると、クラウドカスタマーとしての政府を強調する必要はないと考えている。ニュアンスを調整しながら整理をして書いていきたい。
 - → ステークホルダーのコミュニティの中に、政府当局間だけのクローズドな意見交換の場を設けるというのも考えられるのではないか。その上で、必要に応じて企業や市民と意見交換をするようなモデルにすると、もしかするとうまく行くかもしれない。
 - → 一口に政府といっても、中央政府もあれば、自治体のような公的組織もある。報告書の粒度やまとめ方にも関係すると推察するので、一度持ち帰って、検討させて頂く。
 - → ステークホルダーについては、粒度の問題含め、書きぶりを検討する。
- ステークホルダーは、特に企業に限る必要はなく、NGO や消費者団体も巻き込んだ方が、データ 移転の信頼というテーマにも合致するだろう。政府と政府、政府と企業、企業と企業、消費者と企業、消費者と政府など、ステークホルダーそれぞれの間で信頼を醸成できるかが大切である。ただし、そのメンバー構成はかなり難しいのでは、という感触を持っている。例えば、先日参加したヨーロッパのデジタル市場法 (DMA) のステークホルダーワークショップは、誰でも対面で参加出来て、登録すればストリーミングでの視聴も可能というスタンスであった。透明性は非常に高い一方、特定の企業の人が批判を受ける場になってしまうような側面も持ち合わせており、問題が見え隠れしている。メンバー構成については注意が必要であろう。
- Implementation の粒度の議論に関連して、補足しておきたい。DFFT Stakeholder Dialogue と DFFT Intergovernmental Meeting の二つは、きちんと分けなければならない。ここは国家間であるか否かで分けたのではない。あくまでデータユーザー側と規制当局者との対話であるという点が、ステークホルダーダイアログの重要なポイントになる。DFFT Stakeholder Dialogue の中で政府間のミーティ

ングをする、例えば、カスタマー、データユーザーとしての日本政府が、規制側としてのベトナムと協議するという状況はありえるかもしれないが、そもそもの趣旨を見失ってはならない。DFFT Intergovernmental Meeting については、やはり規制当局者としての政府間であり、カスタマーの視点は基本的に入ってこない。

<実装に要求される透明性のレベル>

• 透明性が様々なレベルで、少なくとも三つのレベルで、要求されるという点を強調したい。まず「DFFT Stakeholder Dialogue」が透明性確保のために非常に重要な役割を果たすと想定される一方、アウトプットを参加しなかった人々にどこまで公表するか、という論点は分けた方が良いだろう。ステークホルダーに対する透明性と、パブリックにあらゆる人々がアクセスできる形で情報開示するというレベルの透明性の二つは、ある程度意識しておかなければならない。加えて、非公開の「DFFT Intergovernmental Meeting」においても、閉鎖環境を前提とした、参加政府間における別のレベルの透明性(説明責任)が要求されるはずである。

<第1章と第5章の対応関係>

- 第1章で提言されている「フォーラムへのステークホルダー参加の仕組み」と第5章で提案されている「DFFT Stakeholder Dialogue」(マルチステークホルダーミーティング)および「DFFT Intergovernmental Meeting」について、全くの別物としては認識しておらず、対応関係があると認識している。関係があるなら、整理した上で、第5章で回収するような形で書いても良いのではないか。
 - → 可能であれば、やはり有機的かつ体系的な報告書としてまとめるべきである。透明性の様々なグラデーションを前提にしつつ、そこに対応させた実装という流れにした方が良いだろう。同様に、ステークホルダーの定義についても、一貫性を持たせるべきであろう。
 - → マルチステークホルダーは政府と非国家組織 (non-state organization) の双方を含む概念である一方、ステークホルダーは政府と区別された非国家主体を指す事が多いと理解している。ただし、今の書きぶりだと確かにどちらを指すのか判然としない。悩ましいところではあるが、本報告書の趣旨は、専門的知見から、政策立案のために様々な提言を頂くという点にあるので、無理に統合して要素を取りこぼすことは望んではいない。統合できるところは統合しつつ、統合できないところは列挙という形にしていることが明らかになるように、書きぶりを調整していくことになるだろう。
- GPAI において、マルチステークホルダーの会合は「エキスパート会合」と呼ばれており、主に市 民社会、研究者等が議論する場になっている。企業には企業の行動原理が、市民社会や研究者には それとはまた別の行動原理がある中で、産業界からの声の吸い上げ方と、それ以外からの声の吸い 上げ方というのは、フォーラムを二つに分けるというところまではいかないにしても、もしかする とある程度分けて考えることが必要なのではないか、という印象を持っている。
 - → 多様なステークホルダーが、市民社会の中にも、non-state organizations の中にも存在する中で、 それぞれの役割の違いについても、ある程度検討すべきという指摘に同意する。研究機関やア カデミアには、ステークホルダーのニーズを伝えるだけでなく、政府の取り組みに対して、専 門的見地から助言を与えるという役回りも想定される。各ステークホルダーの参加の仕方をそ

れぞれの機能によって、ある程度調整することはあり得るという感触を持った。

• 第5章で言及される「ステークホルダーと政府当局の間の対話の場」について「ステークホルダーに対するコンプライアンスコストを削減する」といった記述が見られる。民間企業の立場としては、ここを明確に記述されるのは有難い一方で、本研究会が本来目指しているところを少し狭く書いているような印象も受ける。コンプライアンスコストという表現をすると、どうしても固定費を削減するというイメージになる。本研究会の射程は、足元の固定費のような話だけではなく、事業参入等を通じて各国に雇用をもたらす可能性がある、そのような経営投資判断に資するといったところまで含んでいると考えている。また他のステークホルダー、あるいは市民の考えを学ぶという意義も、DFFT Stakeholder Dialogue には含まれていると理解した。

<技術と相互運用性>

- PETs はプライバシーや個人情報の保護のための技術だと理解している。一方で、我が国においては、例えば製造業における産業データの取り扱いに対する課題も認識されており、PETs との関連でも言及されている秘密計算のような技術は、そこに対しても有効なはずである。個人情報に限らず、産業データの文脈でも、このあたりの技術を紹介してはどうか。また報告書では金融分野がフォーカスされているが、個人情報を保護しながら価値を出そうとする領域として、医療とヘルスケアもあげられる。金融分野だけを殊更クローズアップすることは避けた方が良いかもしれない。
- 技術に関連して、トラストサービス(電子署名、発信元証明、IoT機器証明等)の議論が現在、欧州や日本のデジタル庁や総務省等において深められているところだと認識している。そのあたりの記述がまったくないという点に違和感を覚えた。欧州における eIDAS や、日本におけるトラストサービスの議論には言及した方が良いのではないか。
 - → トラストサービス等、既存の政府の取り組みについて記述されていないのは、議論されたことを中心にまとめるという本報告書の趣旨とまさに関連している。なおRegTechのパートではデジタル臨調での議論を、脚注に挿入する等している。ご指摘の他の論点についても同様の脚注による補足は検討していく。
- 技術的なデータの相互接続性に関する議論が昨今進んでいる中で、本報告書で取り上げられた分野をクローズアップする背景についても記述したらどうか。また情報の国際的な相互運用性に関連して、分野間データ連携、例えば GAIA-X との連携の政策等、先進的な取り組みについての紹介があっても良いかもしれない。
 - → なぜ技術だけにフォーカスしているのか、という点については「技術の活用や標準化の必要性を含め、相互運用性を確保するための政策オプションの調査・検討を多角的に行う必要がある。この報告書第3章では、特に技術の活用に焦点を当てる。」という記述を第3章の冒頭に入れている。技術にフォーカスしているのは、本報告書が研究会の議論を提言としてまとめるという趣旨の報告書であるためであり、それ以外の論点を事務局が独自に深掘りをするということは想定していない。ただし、他のフォーラでの議論が存在しているという点については言及している。OECDのギャップ分析では、むしろ技術よりも政策の方にフォーカスを当てた報告書を作成しており、明示的に本研究会との関係を示していただけることとなっている。OECDによる分析とのリンク・補完性については、本報告書においても指摘すべきかもしれない。

<実体的規律の評価の重要性>

• 本報告書においては、やはり透明性等に重点があると認識している。PTAs 等の実体的規律について、どこまで評価する必要があるのか、議論の余地があるだろう。実体的規律については、ややもすると、とにかく何らかの規律があれば、データフローに積極的で進歩的な国際制度と評価される傾向があるように思われる。しかし実際には規律の内容次第であり、内容を適切に評価しなければ、むしろデータフローという観点から逆行するような効果もあり得ると言う点は認識しておいた方がいいのではないかという趣旨で記載した。ただしこのような趣旨を報告書に盛り込むかどうかについて、特に大きなこだわりはない。

<経済協定と非経済協定に関する記述>

- 経済協定と非経済協定の二元論に関する言及について、報告会における質疑応答等を踏まえての記述だと推察する。ただし「補完性のハブ的役割」に直接関連することでもなく、若干座りも悪い。報告書全体を見て行くと、なぜこの点をここまで強調するのか、無用な疑問も生みかねない。場合によっては削っても良いのではないか。
- ◆ 本研究会においては、通商交渉は切り離して考えていくというアプローチを、目指していると理解している。通商トラックで進んでいる取り組みについて、あえて予断する必要はなく、データをめぐる通商の文脈において、特定の政治的もしくは経済的な方向性を示唆する書きぶりは、慎重にすべきではないか、という印象をもっている。「CPTPP・DEPA型の消極的統合は困難」や、「EU・RCEP型が取り組みの障害になる」など、本当にそこまで言う必要があるのか、意図しない所から批判を受ける恐れはないのか、懸念を持っている。研究会の報告書をまとめるときに検討しても良いのではないか。そういう意味では「硬直的に経済協定と非経済協定の二元論で区別し、どちらかのみを参照するというのではなく、検討の順序としては、実際の国際制度を虚心坦懐に見ていくことをスタート地点とした上で、実現性を考えていく必要がある。」といった文章は、本研究会の趣旨にも比較的合致していると考える。

<通商トラックへの言及>

- 自由貿易や通商トラックでの取り組みの評価に関連して「伝統的な通商法の「自由貿易」の規範の 視点ばかりを取り上げると、巨大テック擁護のメカニズムであると批判される恐れがある。」とい う記述は気になった。そのような批判があるのは承知しているが「伝統的な通商法の自由貿易」と いうのは、別に巨大テックだけが促進していたわけではない。巨大テックが何を指しているかにも よるが、日本政府のこれまでの電商取引に関する姿勢は、企業の声だけを受け止めて、伝統的な通 商法の自由貿易を推進するようなものではなかったと理解している。このような記載も、無用な批 判を受ける可能性があるのではないか。重要なのは、社会基盤としてのDFFTを強調し、通商の特 定の文脈に依存しないようにする、という点であると考える。報告書全体を消化しやすいものにす るためにも、特定のセクター、特定の貿易に関する考え方をネガティブに見せる必要があるのかと いう観点で、慎重に議論しても良いのではないか。
 - → 指摘について異論はない。DFFT 提案の目的が、まったくの白紙のような状況であれば、なぜ 透明性にフォーカスを当てるのか、なぜ実体的規律には踏み込まないのか等、様々な疑問が生 じうる。こうした疑問点を説明する理由として、実現性の問題がある。

では、その根拠をどこまで示す必要があるのか、例えば実体的規律は実現困難という点にどこまで根拠を示す必要があるのかと言う点は、当然、別途検討すべき問題である。もしそこを報告書に記述することで、何かコンフリクトを生じる可能性があるのであれば、省略したり、より緩やかな表現に改めたり、という対応を取るべきと考えている。

- → 多様な議論が存在している事態の複雑性、例えば EU・RCEP 型に対するデメリット面、あるいは、いわゆる括弧付の自由貿易に対する様々な議論について、記述する価値はあるのではないか。その方法はさておき、両論併記的に見える形で、記述することには意味があるのではと推察する。
 - ◆ 非常に重要な着眼点ではあるものの、内容としては政治的に引っかかりやすい側面もあるので、様々な読者の目に触れるという観点をもって、表現を丸めていくということは、テクニックとして重要であると理解をした。書きぶりを調整した上で、再度ご確認をお願いしたい。
 - ◆ 補完性については、委員による精緻な議論を通して、バイアスをもたずに、とにかくアプローチの内容で判断すべきであるという、非常に重要な点が明らかになった。ただし、様々な立場、受け止め方があるという点を想定し、表現は少し丸める方向で調整する。

<インクルーシブネスとトラスト>

- DFFT の方向性に対して、疑いの目を向ける見方もある中で、どんな立場の人も無視していない、 配慮はしているという点が、報告書を通して何らかの形で伝わると良いのではないか。トラスト(信頼)、マルチステークホルダー等は定義自体が難しい言葉で軽々に使えないということは理解したが、誰も排除していないという姿勢がどこかににじみ出るような形でまとめて頂きたい。先進国政府と一部の企業が自分たちの有利な方向で勝手に話を進めているという印象だけは与えないように配慮したい。
 - → 第5章インクルーシブネスにおいて、本文では「通商やセキュリティ、プライバシー、Eコマースなどの特定の論点に焦点を当てず」と記述されており、このままだと「プライバシーの論点に焦点を当てず」という風に読めてしまう。いまの指摘には、プライバシーを重視する観点を、もう少し踏まえた記述にした方が良いのでは、という趣旨も含まれていると理解して良いか。
 - → 必ずしもプライバシーだけを取り上げるのが良いとは考えていない。グローバルサウスとの関係など、セキュリティやプライバシーとは違う観点で議論したい人たちも多分いる。プライバシーを重視するというよりは、特定の論点に関心を持っている人たちとの間でも、広く対話の場を用意する、というイメージである。
 - → DFFT の「with Trust」をどう担保するのかは、非常に重要である。その意味で、プライバシー の観点というのは、やはり一つのポイントであり、プライバシーについては焦点を当てないと いけないのではないか、と考えている。
 - → インクルーシブネスは、参加者間の信頼を醸成する上で、極めて重要である。DFFT の T を考える上で、自由貿易等、非常にセンシティブなところはあると推察する。また人々の価値観は時代や状況によって移り変わる。どれだけバランスよく、多くの声をすくい取れるポテンシャ

ルのある枠組なのか、問われるところであり、非常に慎重になるべきである。

→ 「通商やセキュリティ、プライバシー、E コマース」いずれも重要であるというインクルーシ ブネスに、例えば安全保障のような言葉を入れるのか、入れないのかという点は悩ましい。多 様な要素をどこまで巻き込むのか、中国などの価値観に対してどのように対応するのかを考え る上で、もしかすると一つ論点になるのでは、という感触を持っている。報告書全体を通じて、 安全保障のニュアンスは注意深く避けているように見受けられる。

<脚注の使い方>

- 脚注の使い方は、本報告書において大事なポイントになるだろう。いわゆる両論併記、本文には書かないが、脚注に書いて別の立場の人たちに配慮をするというスタイルのペーパーにするかどうか、明示的に議論をした方がいいのではないか。脚注で書くと乱雑になり、文章が流れていかない部分はあるかもしれないが、全般として様々な人にとって消化しやすい、プラグマティズムを追求するということであれば、本体には書かないけれども、異論が挟まれやすい部分については脚注で補足するという方針がフィットするのではと考える。別の議論もあり得るかもしれないので、ご意見あれば伺いたい。
 - → 事務局としては、今後修正をして行く中で、脚注を使用した両論併記も検討する。もし他にも ご意見あれば伺いたい。
 - → 両論併記の側面が強調されすぎると、本報告書での主張が曖昧になってしまう。本報告書の方向性として打ち出すべきものは、打ち出すべきだと考える。他方、両論併記の部分、多様な見解がある部分については、脚注等で示していく等、メリハリをつけていくことが重要になるだろう。

以上

<お問い合わせ先>

商務情報政策局 国際室

電話:03-3501-1843